

和泉市内の中小企業者の方へ

設備投資の 支援があります

和泉市内に事業所を有する中小企業者が、設備等を導入することにより労働生産性を一定以上向上させるために策定する「先端設備等導入計画」の認定申請を受け付けています。

先端設備等導入計画が認定されると…

- ◆当該設備の固定資産税（償却資産）が軽減されます
- ◆民間金融機関から融資を受ける際、
信用保証協会から債務保証に関する支援が受けられます

先端設備等導入計画の主な要件

- ◆労働生産性が年平均3%以上向上すること
- ◆認定経営革新等支援機関による事前確認を受けていること
- ◆固定資産税の特例を受ける場合は、
投資利益率が年平均5%以上向上すること

設備導入前に手続きが必要です。概要については裏面をご覧ください。

認定の要件について

中小企業者が、計画期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、その内容が和泉市の「導入促進基本計画」に適合する場合に認定を受けることができます。

- ◆対象となる中小企業者は、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定される中小企業者で、和泉市内に事業所を有する中小企業者です。
- ◆対象となる設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定めるものです。ただし、太陽光発電設備及びその他再生可能エネルギー関連事業に供する設備は、人手不足の解消に直接結びつかないため対象外です。
- ◆「計画期間」は、計画認定から3年、4年、5年のいずれかの期間です。
- ◆「労働生産性を一定程度向上」とは、計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上することです。
- ◆認定申請にあたっては、認定経営革新等支援機関（商工会議所、金融機関、税理士等）による「先端設備等導入計画」の事前確認が必要です。

中小企業等経営強化法第2条第1項に規定される中小企業者

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

固定資産税（償却資産）の軽減について

中小事業者等が、適用期間内に、認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税（償却資産）の課税標準が3年間1/2に軽減されます。

また、従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、1/3に軽減されます。（令和6年3月末までに取得した設備については5年間、令和7年3月末までに取得した設備については4年間）

- ◆「中小事業者等」とは、次にあてはまるものです。
 - ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
 - ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人
 - ・常時使用する従業員数が1000人以下の個人ただし、次の法人はたとえ資本金が1億円以下でも中小事業者等とはなりません。
 - a.同一の大規模法人から1/2以上の出資を受ける法人
 - b.2以上の大規模法人から2/3以上の出資を受ける法人

- ◆「適用期間」は令和5年4月1日から令和7年3月31日までです。

- ◆「一定の設備」とは、右上の表の対象設備のうち、年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備です。

対象となる設備

設備の種類	最低価格	その他
機械装置	160万円以上	
工具	30万円以上	
器具備品	30万円以上	
建物附属設備	60万円以上	家屋と一体で課税されるものは対象外

※1 「最低価格」は1台1基又は一の取得価格

※2 対象となる設備は、償却資産として課税されるものに限る

手続の流れ

1. 制度の利用を検討、準備

手続にあたっては、「先端設備等導入計画策定の手引き」（中小企業庁ホームページに掲載）の記載内容をご確認ください。

2. 「先端設備等導入計画」の作成

- ・所定の書式については、和泉市ホームページから入手していただけます。（右下のQRコードからアクセスしていただけます。）
- ・認定申請に先立ち、認定経営革新等支援機関にご依頼の上、計画の事前確認を受ける必要があります。

<税制措置>を受ける場合

認定申請に先立ち、認定経営革新等支援機関にご依頼の上、「投資計画に関する確認書」を作成していただく必要があります。また、賃上げ方針を計画に位置付ける場合は、従業員に対して賃上げ方針を表明したことを証明する書類が必要です。

3. 「先端設備等導入計画」の認定申請・認定

郵送又は産業振興室 商工観光担当（市役所3階2番窓口）で受付します。電子データ（先端設備等導入計画はWord、その他の書類はPDF）もメールで送付してください。メールアドレスについては、和泉市ホームページをご参照ください。

なお、設備取得日より前に「先端設備等導入計画」の認定を受ける必要があります。すでに導入した設備を対象とする計画を認定することはできませんので、設備取得日までに余裕を持ってお手続きください。

4. 「先端設備等導入計画」の開始、取組の実行

和泉市 先端設備

検索

必要書類については和泉市ホームページ（右QRコードからアクセス）に掲載しています。

併せて、中小企業庁ホームページ（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>）もご覧ください。

